

文化財公開施設の計画に関する指針（概要）

1. 基本的な考え方

- (1) 建設予定地の環境、建物の配置が文化財の保存・公開にふさわしいものであること。
- (2) 建物は、耐火・耐震性能に配慮し、安全性を確保していること。
- (3) 建物内の展示室、収蔵庫等の配置が展示、収蔵、管理等の面から機能的であり、かつ十分な広さを確保していること。
- (4) 展示室、収蔵庫等の設備が、適切な展示及び保存環境を確保していること。
- (5) 防火・防犯等の各設備が適切に配置されていること。

2. 留意事項

(1) 立地環境

地形、地質・地層、気象、その他周辺の環境の条件に十分留意することが望まれる。

(2) 設計と施工

①建物設計

- ・耐火・耐震構造とする。
- ・地下部分の防水に留意する。
- ・陸屋根の場合は完全な防水措置を施す。

②設備設計

- ・空気調和設備 四季を通じて温度と相対湿度を調整できることが望ましい。空調系統は展示室と収蔵庫に分離することが望ましい。収蔵庫の空調は、二重壁内の空気層にも配慮する。騒音・振動を発生する設備機器は、展示室及び写場から離す。
- ・照明設備 紫外線を出さない光源（紫外線除去の蛍光灯や白熱灯）を用いる。文化財の材質に応じて調光可能な装置を備える。
- ・防火・防犯設備 展覧区画、保存区画、管理区画の導線が重ならない。展覧区画における観覧者の安全に配慮した防火・防犯設備が必要。保存・管理区画における十分な防火・防犯管理を行う。

③各部屋の配置設計

- ・展示区画、保存区画、管理区画を明確に分ける。
- ・文化財の移動を安全、かつ機能的に行えるよう、複雑な導線や段差を避ける。
- ・防火区画は完全独立区画とする。

④通路設計

- ・文化財の移動が安全かつ効率的に行われるよう、できるだけ短くするとともに、曲がり角を少なくし、段差や傾斜を避ける。

⑤施工等

- ・コンクリートの中に鬆が生じないように注意する。
- ・内装工事終了後から文化財の公開まで十分な乾燥期間をとることが望ましい。
- ・コンクリートの打設から十分な期間が必要。
(※現在は、PC版で対応することが多い。)

(3) 主要な施設等の設計

①搬出入口

- ・文化財の搬出入が安全かつ迅速にできる位置と構造にする。
 - ・防風壁や植栽等により外気の影響を遮断する。
 - ・文化財専用とする。
- ②トラックヤードと荷解場
- ・大型輸送車が格納できるスペースを確保することが望ましい。
 - ・トラックヤードの入口及び荷解場の間にシャッターを設け、外気の影響を避ける。
 - ・排気ガス処理のため、換気設備を設ける。
 - ・梱包資材等の整理・保管及び文化財移動時の安全を考慮した荷解場を確保する。
 - ・荷解場の床高は、文化財の搬出入に差し支えないよう考慮する。
- ③エレベーター
- ・十分な容積と地震等への安全性を考慮した文化財専用のエレベーターとする。
 - ・文化財専用エレベーターの入口は、荷解場に面して設置することが望ましい。
- ④収蔵庫
- ・地下水や日射の影響を受けない位置に配置することが望ましい。
 - ・床面積は、展示室の床面積の半分を目安とするが、十分なスペースをとることが望ましい。
 - ・庫外の影響を直接受けまいよう、前室の機能を果たすスペースを確保する。
 - ・間仕切壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する。
 - ・外壁と接する二重壁には結露対応のための点検口を室内側に設置する。
 - ・内壁材には吸放湿性に優れた材質を使用する。
 - ・出入口は原則として1箇所とし、密閉性、防火性に優れた扉とする。
 - ・収納棚は、耐震性、及び収納品の落下防止を考慮したものとする。
 - ・収納棚は、空調の吹出・吸込口の位置に配慮し、庫内の出入口スペースを広くとる。
 - ・収蔵庫内の電源は、漏電防止のため、収蔵庫外から切れるように設計する。
- ⑤調査・整理・修理室・写場等
- ・温湿度・照明については収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるよう設計する。
- ⑥燻蒸施設（略）
- （※モニトリオール議定書の内容を踏まえ、指針策定当時主流の燻蒸法である臭化メチル法が禁止され、現在は、代替燻蒸法や低酸素濃度法による場合がある。）
- ⑦展示室・展示ケース
- ・外光の入る開口部は、原則設けない。
 - ・観覧者の出入等による著しい外部環境の影響を避けるよう設計する。
 - ・展示ケースは、収蔵庫と同一の保存環境を実現する。防犯上も必要。

（４）他の施設と併設する文化財公開施設の設計

上記と同様であるが、特に以下の点について配慮されることが望ましい

- 1) 文化、スポーツ施設等との複合、及び各種事務所との複合
 - ・建築上、防火・防犯区画が画然とし、他の施設部分と隔離されていること。
 - ・空調・電気・消火設備等が独立して機能していること。
 - ・適正な文化財の保存環境が保てる展示室・収蔵庫が設置されていること。
 - ・文化財の搬出入経路が明確で、防火・防犯上に支障のないこと。
 - ・文化財公開施設専用の出入口を設けていること。
- 2) デパート・商業施設等との複合（略）